

確定申告

大切なですね。自分で書くこと。

申告書は
自分で書いて
お早めに。

郵送で窓口で
お早めに。

所得税・贈与税
事業税・住民税
3月15日
(木)まで

消費税・地方消費税
(個人事業者)
4月2日
(月)まで

自分で書きます 私の申告書

所得税 **3月15日**まで

消費税
地方消費税 **3月31日**まで

贈与税 **2月1日**
～**3月15日**

申告納税制度は、あなた自身が所得金額や税額を計算して申告し、納付する制度です。

確定申告をしなければならない人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告しましょう。なお、税務署では、申告書を自分で作成していただくために記載方法のアドバイスをしています。

申告に 必要なもの

1. 平成12年源泉徴収票、支払証明書等収入に関する書類
2. 社会保険料、生命（損害）保険料、個人年金保険料などの領収書又は証明書
3. 公的年金等源泉徴収票
4. 配布された「所得税・住民税」の申告書
5. 印鑑

確定申告が必要な人

- 事業所得（商業、工業、農業、医業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代、家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が2,000万円を超える人、給与以外の所得が20万円を超える人、2カ所以上から給与を受ける人

申告すれば税金が戻る人

- 確定申告をする義務のない人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- マイホームをローンなどで取得したとき
 - 多額の医療費を支払ったとき
 - 災害や盗難にあったとき
 - 年の中途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき

注意

● 申告会場の一部が変わっております。

期 日	時 間	会 場	該 当 地 区
2月16日（金）	9：00～11：30	一ノ瀬公会堂	滝坂
	13：00～15：30	一ノ瀬公会堂	一ノ瀬・中畑・杉山
19日（月）	9：00～11：30	宗頭文化センター	兎渡谷
	13：00～15：30	宗頭文化センター	樫の木
20日（火）	9：00～15：30	宗頭文化センター	宗頭
21日（水）	9：00～11：30	上中小野集落センター	麓・上中小野
	13：00～15：30	上中小野集落センター	下中小野・辻並
23日（金）	9：00～15：30	農業者トレーニングセンター	市・生島・津雲・飯井
26日（月）	9：00～15：30	農業者トレーニングセンター	中村・土手・久原
27日（火）	9：00～15：30	農業者トレーニングセンター	湯免・大竹・正楽寺
28日（水）	9：00～15：30	豊原コミュニティセンター	二条窪・平野・向山・豊原（上・下蓼原）
3月1日（木）	9：00～15：30	豊原コミュニティセンター	上東方・豊原（上記以外）
6日（火）	9：00～11：30	野波瀬漁協会館	野波瀬 1班～7班
	13：00～15：30	野波瀬漁協会館	野波瀬 8班～15班
7日（水）	9：00～11：30	小島漁村センター	小島（鬼崎組・堂組・中組）
	13：00～15：30	小島漁村センター	下東方・小島（上組・西組）
8日（木）	9：00～15：30	勤労者スポーツセンター	浅田
9日（金）	9：00～15：30	勤労者スポーツセンター	殿村新開・向開作・沢江・上ゲ

確定申告相談日程表